

建築物石綿含有建材調査者（一般）講習 修了試験問題

注意事項

1. 「試験問題」及び「解答表」には、受講番号と氏名を必ず記入して下さい。
2. 解答は、別紙の「解答表」に記して下さい。
3. 設問に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選び、解答表の該当数字（①～④）のうち1つにはっきり×印をつけて下さい。
4. 文字不明、その他質問のときは、だまって手をあげ、試験実施管理者が来るのを待って聞いて下さい。
5. 「試験問題」も回収します。
6. 不正行為を行った者は、失格の上、即時退場とします。
7. 試験開始後、45分間は退出できません。

受 講 番 号	氏 名

試 験 問 題

【建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1】

問1 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1, 2, 3に該当するすべての建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿含有の有無を確認する必要がある。
- ② 2006（平成18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
- ③ 令和4年4月から、解体工事部分の床面積の合計が100㎡以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。
- ④ 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の3種類がある。

問2 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の一部の総称である。
- ② 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には、保温材、断熱材、耐火被覆材が分類されている。
- ③ 石綿の特性として、電気を通しにくい、細菌・湿気に弱い点がある。
- ④ 蛇紋石系に分類される石綿のクリソタイルは、ほとんどすべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。

問3 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿ばく露と喫煙が重なっても、肺がん発症リスクはさほど変化しない。
- ② 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強く、最も潜伏期間が長いことが知られている。
- ③ 石綿繊維の直径は、髪の毛の 5000 分の 1 程度であり、肉眼では繊維が見えなくても、実際には石綿が高濃度で浮遊している場合がある。
- ④ 各種環境における石綿濃度を把握することも、調査者にとって重要である。

問4 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築物に使用されている吹付け石綿の目視による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確ではない。
- ② 作業を行わない静かな部屋では、空気中の石綿は自然沈降により床面に堆積するが、その部屋で作業を行うと床面の堆積物が再飛散し、おおむねこの再飛散により 3 倍程度に石綿の気中濃度が上昇するという報告がある。
- ③ 肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- ④ 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、高齢者が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。

【建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2】

問5 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体、改修等が対象となる。
- ② 解体等工事の元請業者または自主施工者が行う事前調査結果は、工事期間中保管していれば、掲示は不要である。
- ③ 建築基準法では、建築物の増改築時には、原則として、石綿の除去が義務付けられているが、増改築を行う部分の床面積が増改築前の1/2を超えない場合、増改築を行う部分以外の部分については、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。
- ④ 大気汚染防止法では、建築物を改造し、または補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるものについては、都道府県知事へ調査結果の報告が義務付けられている。

問6 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、発注者又は自主施工者である。
- ② 大気汚染防止法において、元請業者が行った事前調査に関する記録の保存については定められていない。
- ③ 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
- ④ 調査対象となる優先順位の考え方は、吹付け石綿などに対する規制などの経緯や、飛散した場合の健康被害への影響の大きさなどに着目して、建築時期の古い建築物、未成年者が長期に滞在する建築物、災害時の緊急利用が求められる建築物を優先的な調査対象としている。

問7 「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者には、石綿含有建材の維持管理方法に関する知識は求められていない。
- ② 調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であれば、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する。
- ③ 石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行っては絶対にならない。
- ④ 石綿含有建材調査は、解体・改修工事や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材を調査し、石綿の使用の有無を判定する必要がある。

問8 「事前調査の具体的手順の例」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、現地調査で成形板の裏面の JIS 表示や不燃番号等を確認して判定する方法がある。
- ② 現地調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、みなし含有判定と分析による含有・無含有判定は、判定結果の持つ意味合いが異なるため、報告書には判定手法の違いがわかるように明記する。
- ③ 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明をすること目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿なし」とみなすことが基本となる。
- ④ 現地調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。

【石綿含有建材の建築図面調査】

問 9 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱など主要構造物を耐火構造または準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- ② 建築基準法において、「壁（構造上重要ではない間仕切壁を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ③ 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、道路境界線より 1 階にあつては 3m 以内、2 階以上にあつては 5m 以内の距離にある建物の部分をいう。
- ④ 建築基準法において、劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が 1 階にないものは、耐火建築物としなければならない。

問 10 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が異なる。
- ② 建築基準法において、「1 時間耐火」とは、1 時間の火熱でも構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じない性能をいう。
- ③ 建築基準法において、「2 時間耐火」よりも「1 時間耐火」の方がより高い耐火性能を示すことになる。
- ④ 建築基準法第 2 条 5 号において、「主要構造部」が建築物の防火上の観点から定められている。

問 1 1 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
- ② 建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。
- ③ 建築基準法において、面積区画、高層区画、堅穴区画と接する外壁は、接する部分を含み 90 cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- ④ S 造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部のうち壁、柱の 2 点について耐火被覆の調査が必要になることが挙げられる。

問 1 2 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 書面調査の前に改修履歴や設備更新履歴を把握することも必要なので、建築物所有者・管理者から事前に情報を得ることも重要である。
- ② レベル 1 の石綿含有建材は施工方法や材料によって 6 種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け、半乾式吹付け、湿式吹付けの 3 つの工法である。
- ③ スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることもあり、厳密にはレベル 1 に該当しないが、同様の飛散性を有している。
- ④ 吹付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「パーミキュライト」と「水」である。

問 1 3 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されている情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
- ② 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」「パーライト保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- ③ けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル2の建材で、厚さは6・8・12mmなど薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。
- ④ 石綿を含有している保温材は、1920年から建築物、構造物、船舶などに多く使用されており、高温や低温の液体用配管、タンク、タービン、燃焼炉の外周などの保温、断熱、防露を目的として使用されている。

問 1 4 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- ② レベル3の石綿含有建材においても、石綿障害予防規則や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの対象になる。
- ③ 調査対象建築物の施工時期がわかればレベル3の石綿含有建材はかなりの確率で推定することができる。
- ④ 事前調査において石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を特定できない場合は石綿含有とみなすか、分析により確認する。

問 1 5 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 「a マーク」は、メーカー等の自主的な表示で、平成元年に石綿含有率 5 重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により平成 7 年には石綿含有率 1 重量パーセント超に変更された。
- ② レベル 3 の建材において、「無石綿」「無石綿製品」の表示があれば、現在の 0.1 重量パーセント基準において“石綿無し”といえる。
- ③ 「a マーク」の表示は、通常は製品 1 枚に 1 か所なので「a マーク」があれば“石綿あり”といえるが、なくても“石綿無し”とはいえないことに注意する。
- ④ 石綿含有スラグせっこう板の大半の製品が「不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋で使用されている。

問 1 6 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地に使われていた。
- ② 石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
- ③ 石綿含有パーライト板は、主に一般住宅の軒天井材に使用されている。
- ④ 複合パネルは、表面をタイル模様加工した押出成形セメント板の製品もある。

問 1 7 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有ビニル床タイルは、事務所、病院、公共施設などの床に多く使用されている。
- ② 石綿含有ビニル床シートの裏面には、製品名などの印字がない場合が多い。
- ③ 石綿セメント円筒は、共同住宅の浴室用給湯器の排気管としても使用された。
- ④ 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品厚さが厚く、踏み割れることはない。

問 1 8 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿セメント管は、主に上下水道管に使用された。
- ② 建築用仕上塗材自体は、塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがないため、これを破断し除去しても含有する石綿が発散するおそれはない。
- ③ 石綿含有接着剤は、JIS 規格に適合しない製品も製造・販売されており、石綿を使用しているものもあるので注意が必要である。
- ④ 石綿含有シール材は、建築物では主に配管やダクトの継ぎ目に使用されており、建築物以外でも工作物の配管や機械（オイル漏れ防止）などに使用された。

問 1 9 「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿調査の第一段階は、設計図書等の調査（書面調査）から始まる。
- ② 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒヤリングは正確性を欠くため行わない。
- ③ 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも建築物の現状を現したものと限らない。
- ④ 書面調査における、「書面調査結果整理」とは、部屋、堅穴区画等ごとに、現地調査で確認や分析が必要な建材を整理し、試料採取計画表を作成することである。

問 2 0 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「構造計算書」などがある。
- ② 図面上の情報はあくまで図面に基づいて施工された段階の仕上がりを示しており、現在までの利用過程における改修作業等は反映されていないので、注意が必要である。
- ③ 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアしていないが、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- ④ 図面からの情報は調査における補助的な位置づけであり、現地での確認状況を優先することはいくらまでもない。

問 2 1 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理などの情報が得られる。
- ② 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できる。
- ③ 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合には、建築図面が紛失され、建築図面が入手できないことも多い。
- ④ ^{かなばかり} 矩 計 図や ^{かなばかり} 矩 計 詳細図には、断面詳細が記載されており、建築物の納まりや寸法などを読み取ることが可能であるが、天井の裏側や梁と外壁との関係は読み取ることができない。

問 2 2 「書面調査結果の整理」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 現地調査では、書面調査結果をもとに実際の現場で使用されている建材を確認し、分析が必要な試料の採取を行うこととなるため、書面調査結果は見やすく整理し、現地調査に持参する。
- ② 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、定められた様式を必ず使用しなければならない。
- ③ 網羅的調査（現地調査の準備）とは、解体や改修を行う部位の「全ての建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
- ④ 必要に応じて、石綿データベース等により当該建材の特徴等を調べて、「整合性の確認表」に記入しておくことも現地調査の際に有効である。

【現場調査の実際と留意点】

問 2 3 「現地調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があり、再調査は正確性や依頼者からの信頼を失うことになる。
- ② 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同じである。
- ③ 調査依頼者は、建築物所有者、建築物管理者などであり、現地の立会者は建築物管理人、案内人、無人など異なった条件のこともあるので注意が必要である。
- ④ 現地調査では、調査に必要な人数は何人か、調査できる時間やどのような前段取りや機材が必要か、予想される事態は何かなど調査全体にわたる計画を事前に検討しておくことが必要である。

問 2 4 「現地調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
- ② 建築図面がない場合は、詳細調査に入る前にヒアリングなどの結果を踏まえて、外、屋上、基準階などを先に縦覧し、簡単なフロア図のスケッチを作成し、大まかな建築物概要を把握することも有効である。
- ③ 建築物を調査する際には、書面調査の結果がある場合はそれに基づき、一方書面調査で実際にできなかった場合には現地調査時に建築物の概要を把握し、それぞれの場合に応じて、各個室などの建材使用状況を確認する。
- ④ 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告する必要はない。

問 2 5 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク（RS3 又は RL3）と同等以上の性能を有するものとする。
- ② 試料採取時には、石綿の調査であることを第三者には知られたくないので、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
- ③ 調査時の服装のポイントは、「調査作業中であることを第三者に伝えること」、「石綿粉じんからのばく露防止対策」の 2 点である。
- ④ 事前調査の現場が高所の時には、墜落制止用器具を着用する。

問 2 6 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 現地調査に臨む基本姿勢として、事前調査の結果に基づく調査対象に則した動線計画は、動線を検討する時間を考慮しても、結果的には労力と時間の節約になる。
- ② 現地調査に臨む基本姿勢として、一部の天井や壁だけを目視して対象物の有無を判断してしまうような粗雑な調査をしてはならない。
- ③ 採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのが効果的である。
- ④ 現地調査に臨む基本姿勢として、多人数の現地調査は意見が分かれやすく、他者の意見に惑わされやすいため、小人数で図面を見ながら、時間をかけての現地確認が最善である。

問 2 7 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 事前調査では、石綿含有建材はほとんどが建築物の内部に使用されていることから、内部の各部屋から調査を始め、建物の外観は書面調査を行えば特に現地での確認の必要はない。
- ② 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認することは重要である。
- ③ 関係者へのヒヤリングにおいて、建築当初の施工物とは異なるのではないか等の疑問を感じた場合には、所有者に対して当該建築物の改修歴を確認する。
- ④ 改修工事が行われている場合や仕様を満たすため、現場判断で設計図書と異なる施工を行った場合があるなど、石綿の有無は、むしろ設計図書に明記されていないことが多い。

問 2 8 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 現地調査における最大の留意点は調査ミスをしないうことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているのか、もしかしたらあの部位にも使われているのではないかと、など疑いの目（推測する力）をもつことが重要である。
- ② レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所への使用もあるが、むしろ、そうした法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）で使用されたものが多くみられる。
- ③ 石綿含有建材の調査にあたっては、建築の基礎知識として、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する最低限の知識などの習得が必要である。
- ④ 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者に対しては、事前調査は除去等の作業とは異なり、安全衛生上のリスクがないので、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則などの規制対象外である。

問 2 9 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 試料採取時は屋内を締め切り、換気扇を停止する。
- ② 安全措置が確保できていないような箇所では、無理しないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。
- ③ レベル1の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断はできない。過去の記録等で「石綿あり」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。ただし、「みなす」場合は分析を行わなくてよい。
- ④ 現地調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、分析を行わないで石綿含有と「みなす」ことも認められている。

問 3 0 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 天井点検口の材料は、天井使用材と異なる可能性はない。
- ② せっこうボードの大半は裏面に表示があり、メーカーによって一部記載事項は異なるが、メーカー名、認定番号（指定番号）、製造工場名、JIS マーク、製造年などの情報が記載されている。
- ③ 調査において、同種の建材が繰り返し使われていても、そのことのみを以って同一建材であるかどうかの確認はできない。
- ④ 改修・解体のための事前調査では、必要があれば取り外し調査（場合によっては破壊を伴う）を行い、すべての範囲について調査を行う必要がある。

問 3 1 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、試料採取時に接着している材料をはく離しておく。
- ② 複数の場所で採取する場合は、採取場所ごとに、採取用具を洗浄し、手袋は使い捨てを使用する等他の場所の試料が混入しないように十分注意する必要がある。
- ③ 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「均一」である。
- ④ 試料そのものに石綿が含まれているか否かが判明していない時点で、試料を採取するので、試料採取時には必ず保護具を着用する。

問 3 2 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 吹付け材は、施工年によっては、石綿含有のものと無石綿のものが混在している時期がある。
- ② 吹付け材の試料採取は、当該吹付け材施工表層から下地まで必ず貫通しての試料の採取を前提に行う。
- ③ 採取後は飛散防止処理剤を散布して吹付け材を固化し、身体・床面その他周辺を HEPA フィルタ付き真空掃除機で清掃する。
- ④ 内外装仕上げ材の下にレベル 1 建材が存在する事例は特にない。

問 3 3 「現地調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 現地調査の記録方法のポイントは、現場で「①迅速・簡潔に情報を記入できるもの」「②調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの」「③調査箇所にも漏れがないことを確認しやすいもの」が挙げられる。
- ② 撮影時のカメラの画素数は、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準ずる必要はない。
- ③ 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化がみられない）」という2局化した分類のみではなく、その中間に該当する抽象的な表現だが「やや劣化」という分類が必要になってくる。
- ④ 石綿含有建材調査者は、維持管理の注意事項を調査報告書に記載する際には、年に数回程度の入室者にも、あるいは将来の改修工事の作業者に対してであっても、粉じんばく露の可能性があるので伝えるようにする。

問 3 4 「現地調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 現地調査において、「やや劣化（一部劣化状態）」と判定した場合でも、「今後も現状を保持できる」という判断は間違いであり、原因が解明・改善されてなく、付着力の判定がされていないので吹付け石綿の脱落が起きる可能性がある。
- ② 「やや劣化」とは、全体的に表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態を表す。
- ③ 調査する部屋の天井にボードがある場合は、「囲込み済」であり、飛散の可能性は極めて僅かである。
- ④ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省通達では、「調査の責任分担を明確にする」ことなどが求められている。

問35 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- ② 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
- ③ 「定性分析で石綿あり」と判断された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能である。
- ④ アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法1は、「実体顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。

問36 「調査票の下書きと分析結果のチェック」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 試料を分析機関に送付後、部屋別の現地調査個票の作成については、後日、思い出しながら作成が可能であるため、下書き程度での整理は不要である。
- ② 石綿含有建材調査者は、建築物所有者から調査結果の説明を求められた場合には、「1. 石綿含有の有無」、「2. 含有していた場合のリスク」、「3. 今後の維持管理の方法」の3点を簡潔に説明する必要がある。
- ③ 分析結果報告書を受領した場合、必要な書類（社判押印、分析者氏名、分析結果総括、試料別の結果、写真やチャート図その他）が揃っているかを確認する。
- ④ 分析結果のチェックにおいて、送付した「試料番号」や「試料名」と分析結果報告書の記載に相違がないかを確認する。

【建築物石綿含有建材調査報告書の作成】

問 3 7 「現地調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す。
- ② 所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、調査・分析した時期は重要であり、所有者に調査時期による調査不足を理解してもらうように努める。
- ③ 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は「空欄」とする。
- ④ 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋だけの記載ではなく、調査できなかった部屋も含め全部屋について記載する。

問 3 8 「現地調査個票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをすることを避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
- ② 外観の記入にあたっての注意事項として、定礎があればその刻印された内容についてメモを取るだけでなく、近寄って写真に収める。
- ③ 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称でもよい。
- ④ 部屋ごとの記入における劣化度の判定は、石綿含有建材調査者の技術として重要であり、必須の記入項目であり、十分な知識と経験、正確性と公平性、普遍性が求められていることに留意する。

問 3 9 「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを掲載する。
- ② 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに現地調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
- ③ 石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて調査全般を差配しているため、内容についての十分な説明は依頼者へ対しての責務である。
- ④ 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、記録する必要はない。

問 4 0 「所有者等への報告」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築物の所有者等への調査報告書には、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。
- ② 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物も所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- ③ 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示してはならない。
- ④ 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までではなく、事業者と同様に3年間調査記録を保存することが望ましい。

石綿含有建材調査（一般）

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）修了試験解答表

受講番号	氏 名

解答として選んだ番号（①、②、③、④）のうち1つに×印を付けて下さい。

A 基礎知識 1 （10点満点）

問 1	①	②	③	④	問 3	①	②	③	④
問 2	①	②	③	④	問 4	①	②	③	④

B 基礎知識 2 （10点満点）

問 5	①	②	③	④	問 7	①	②	③	④
問 6	①	②	③	④	問 8	①	②	③	④

C 石綿含有建材の建築図面 （35点満点）

問 9	①	②	③	④	問 1 6	①	②	③	④
問 1 0	①	②	③	④	問 1 7	①	②	③	④
問 1 1	①	②	③	④	問 1 8	①	②	③	④
問 1 2	①	②	③	④	問 1 9	①	②	③	④
問 1 3	①	②	③	④	問 2 0	①	②	③	④
問 1 4	①	②	③	④	問 2 1	①	②	③	④
問 1 5	①	②	③	④	問 2 2	①	②	③	④

D 現場調査の実際と留意点 （35点満点）

問 2 3	①	②	③	④	問 3 0	①	②	③	④
問 2 4	①	②	③	④	問 3 1	①	②	③	④
問 2 5	①	②	③	④	問 3 2	①	②	③	④
問 2 6	①	②	③	④	問 3 3	①	②	③	④
問 2 7	①	②	③	④	問 3 4	①	②	③	④
問 2 8	①	②	③	④	問 3 5	①	②	③	④
問 2 9	①	②	③	④	問 3 6	①	②	③	④

E 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 （10点満点）

問 3 7	①	②	③	④	問 3 9	①	②	③	④
問 3 8	①	②	③	④	問 4 0	①	②	③	④